

熊本県有明地区のバリアフリーに関する住民意識の傾向

— 住宅および公共的施設・公共交通に関するバリアフリーについて —

西島衛治・佐藤林正

Residents' Tendency of Barrier-free Sense in Ariake Area of Kumamoto Prefecture

— Barrier-free on House, Public Facilities and Public Transportation —

Eiji NISHIJIMA and Sigemasa SATO

Abstract

In this study we research residents' sense and behavior on health and welfare to take measures on welfare in Ariake area of two cities and eight towns and make basic data for welfare services.

This time we analyzed the result of sense and evaluation on barrier-free of public facilities and public transportation.

As the result, people have not been aware of support system for house adaptation and welfare items by long term care insurance system.

But many people are expecting the plans considered for the elderly people.

Barrier-free of public facilities are rather evaluated, but people think that sidewalks or public transportation are not equipped yet.

Key Words : Barrier-free (バリアフリー), Ariake Area (有明圏域), Residents' Sense (住民意識), House adaptation (住宅改修), Public Facilities (公共施設), Public Transportation (公共交通)

1. 研究の背景と目的

本研究は、熊本県が推進する「シナリオ推進事業」の一環として企画・実施されたものであり、荒尾・玉名地域における保健・医療・福祉サービス向上のために九州看護福祉大学の資源活用策を通じて有明地域の保健医療福祉推進施策に資するための研究として実施されたものである。荒尾・玉名地域(有明地域: 2市8町)においては、高齢者保健福祉計画や介護保険計画に伴うニーズ調査が各市町個別に実施されてはいるが、これまでに統一的に住民の福祉に関する意識調査は実施されたことがない。そのため本研究においては、当地域をひとつの圏域として福祉施策を展開するためには、住民の方々の健康や福祉に関する意識や行動を把握することが重要であるという認識のもとに、福祉サービス提供や利用のあり方を検討し、福祉サービスの質的向上を図るための基礎資料とすることを目的とする。今回は、特に住宅の改修と公共的施設・公共交通のバリアフリーに関する意識や評価

についての結果を分析した。

2. 調査方法

本調査は、2市8町の住民の20歳から69歳を対象に調査を実施したものである。当地域のこの年齢階級の人口は111,657人(平成7年度国勢調査)であり、調査対象とし

表1 市町別回収率

	対象者数	回収数	回収率
荒尾市	633	228	36.0
玉名市	504	195	38.7
岱明町	166	68	41.0
横島町	66	22	33.3
天水町	80	38	47.5
玉東町	67	32	47.8
菊水町	78	39	50.0
三加和町	66	24	36.4
南関町	136	48	35.3
長洲町	204	74	36.3
計	2000	779	39.0

た2,000人は1.8%に相当する。この調査対象者数2,000人を人口規模に応じて抽出率が一定になるように各市町別に対象者数を割り当て、往復とも郵送法を用いて調査を実施した。調査期日は平成13年3月1日～9日とした。実際に回答があったのは、779人で、回収率は39.0%であった。各市町別の回収率は、表1の通りであった。

3. 調査結果

1) カタカナ福祉用語の理解度

近年、福祉の考え方の多くは外国から取り入れているため、適切な日本語に訳しにくく、福祉用語はとかくカタカナが用いられ、高齢者などからは意味が分からないと指摘されることが多い。そこで、ここではいくつかのカタカナで表現される用語を取り上げて、その理解度を尋ねた。取り上げた用語は、「ケアマネージャー」「ショートステイ」「デイサービス」「ノーマライゼーション」「バリアフリー^(注1)」「ホスピス」「ボランティア」「ユニバーサルデザイン^(注2)」「リハビリテーション」の9つである(図1)。これらのなかで、「理解している」と答えた回答者が多かったのが「ボランティア」70.1%、「リハビリテーション」67.5%である。このふたつの用語はそれぞれ20歳代の回答者の79.8%、73.8%が理解している

と回答していて、年代別で最高値を示しており、他の世代でもそれほど差がなく理解していると回答している。次に「理解している」と答えた回答者が多かったのが、「バリアフリー」49.8%である。これは、20歳代の71.4%を最高に、30歳代64.8%、40歳代56.6%、50歳代50.5%、60歳代32.0%、70歳代18.2%と、年代が上がるにつれて理解していると回答した人の割合は減っている。介護保険の導入とともに、よく耳にするようになった用語が「ケアマネージャー」「ショートステイ」「デイサービス」であろう。しかし、介護保険対象者がよく理解しているなどの年代による際だった差は見られなかった。「ケアマネージャー」「ショートステイ」を「わからない」と答えた回答者は、それぞれ23.4%、23.5%であるのに対し、「デイサービス」を「わからない」とした人は10.3%である。「ホスピス」に関しては、全体で「理解している」39.0%、「なんとなく」25.0%、「わからない」28.5%であった。

「理解している」「なんとなく分かる」の合計が、最も少ないのは、「ノーマライゼーション」であり、次に「ユニバーサルデザイン」である。特に後者は、熊本県がマスコミやインターネットを使用して浸透に努力をしているが、認知されていない事が分かった。

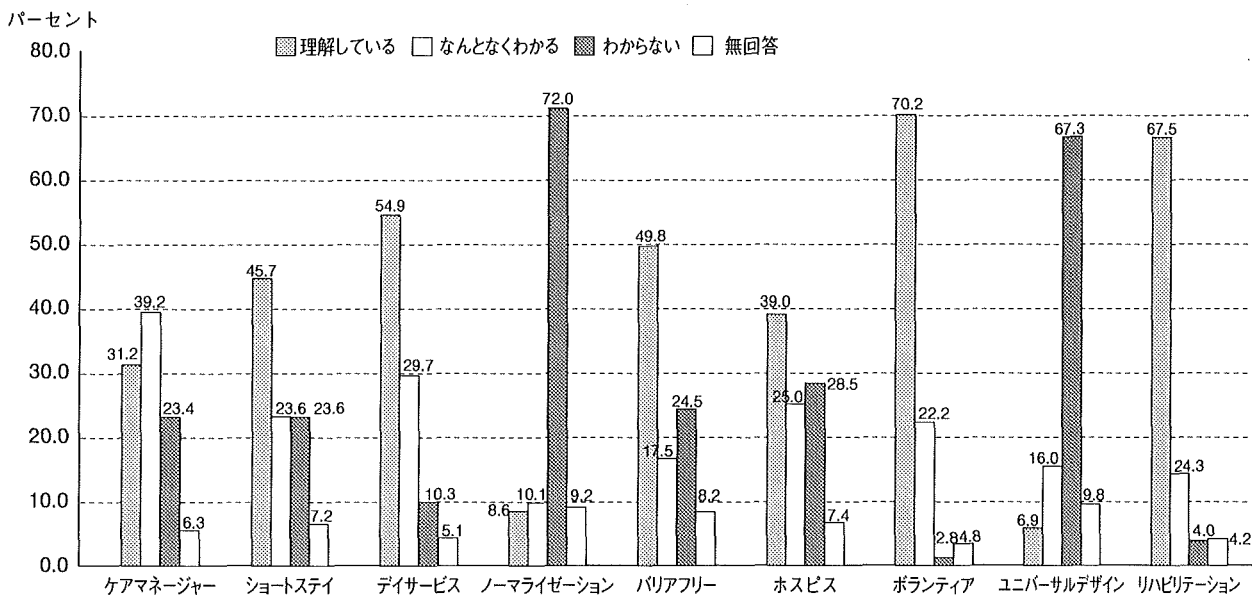


図1 カタカナ用語の理解度

2) バリアフリー関連についての意識

(1) 介護保険の住宅改修と福祉用具の支援制度に^(注3)について

介護保険には種々の給付サービスがあるが、ここでは

バリアフリーに関連するサービスとして、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修費の支給制度^(注4)、および、特殊尿器や入浴補助用具など福祉用具購入費の支給制度^(注5)に絞って、これらの制度について知っているか

どうか質問を試みた。

① 住宅改修支援制度の周知度

住宅改修の支援制度を「知っている」のは、34.9%で、「知らない」のは、53.5%であった(表2)。

「知っている」に着目して年齢階層でみると、20歳代が最も14.3%と低率で、年齢と共に次第に高くなり、60歳代で42.4%と最も高率を示しており年齢が高いほど知っている傾向が認められた。また、性別でみると女性の方が若干知っている割合が高い。「既に利用した」のは、0.7%に過ぎなかった。「今後利用したい」意向を持つ人は、7.7%みられ、50歳代、60歳代では1割程度の希望があった。「知らない」という回答は半数以上あったが、若い年齢層ほど知らない傾向が強く認められた。

② 福祉用具支援制度の周知度

福祉用具の支援制度については「知っている」43.3%、「知らない」43.3%と、知・不知が同率であった(表3)。「知っている」に着目して年齢階層でみると、20歳代、30歳代が30%弱、40歳代、50歳代、60歳代がいずれも50%弱と40歳を境に差異が認められた。性別では、女性の方が知っている割合が明らかに高い傾向があった。「既に利用した」のは、1.2%と住宅改修の場合と同様に極わずかであった。「今後利用したい」意向を持つ人は、8.5%であり、50歳代、60歳代で1割程度の回答がみられた。「知らない」の回答者は、43.1%であり、やはり40歳を境に若い年齢階層に多く認められた。

表2 住宅改修支援周知度と福祉用具支援周知度のクロス

	福祉用具支援制度					
	知っている	既に利用した	今後利用したい	知らない	無回答	計
住宅改修支援制度	249 (32.0)	5 (0.6)	8 (1.0)	9 (1.2)	1 (0.1)	272 (34.9)
知っている	2 (0.3)	1 (0.1)	1 (0.1)	1 (0.1)	1 (0.1)	6 (0.8)
既に利用した	9 (1.2)	3 (0.4)	43 (5.5)	5 (0.6)	0 (0.0)	60 (7.7)
今後利用したい	76 (9.8)	1 (0.1)	14 (1.8)	322 (41.2)	5 (0.6)	418 (53.6)
知らない	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	22 (2.8)	23 (2.9)
無回答	337 (43.3)	10 (1.3)	66 (8.5)	337 (43.3)	29 (3.7)	779 (100.0)

()内の数値は、779を100.0とするパーセント

③ 住宅改修支援と福祉用具支援

両方の回答をクロスしてみると、両方とも知らない人は779人中321人で41.2%と多かった(表2)。両方知っている人は、32.0%、(249人)であった。両方を利用したことのある人は、わずか1名であった。両方とも今後利用したい人は、5.5%にとどまった。住宅改修支援は知らないが、福祉用具支援は知っていると回答した人は、9.7%と低率であった。とはいえ、これらの制度利用希望は、加齢と共に増えており、特に福祉用具については、高齢者予備軍のミドルエイジ以降の利用希望が増えつつ

ある。しかしながら、両制度とも認知度が低く、これらの制度に関する情報の浸透を図ることが必要である。

(2) 高齢者配慮設計に対する希望

「家を新築したり、改修したりする場合は高齢者や障害者に配慮した設計にしたい」かを尋ねたところ、「そう思う」80.2%、「そう思わない」3.7%、「わからない」11.8%と圧倒的に、バリアフリー設計を希望していた(表3)。性別でもほとんど差異はみられない。年齢階級別では20歳代、30歳代が70%前後、40歳代以上が80%を超す割合となっており、どの世代でも高い希望がみられた。これを住宅改修支援の周知度との関連でみると、表3に示すように、住宅改修支援を知っている人では87.1%が、知らない人でも73.9%の人がバリアフリー設計^(注6)を希望していた。

表3 住宅改修支援周知度と高齢者等配慮設計希望

		家の新築・改修のときは高齢者や障害者に配慮した設計にしたい				計
		そう思う	そう思わない	わからない	無回答	
住宅改修支援制度	知っている	237 (87.1)	8 (2.9)	17 (6.3)	10 (3.7)	272 (100.0)
	既に利用した	4 (66.7)	0 (0.0)	2 (33.3)	0 (0.0)	6 (100.0)
	今後利用したい	54 (90.0)	0 (0.0)	4 (6.7)	2 (3.3)	60 (100.0)
	知らない	309 (73.9)	21 (5.0)	69 (16.5)	19 (4.5)	418 (100.0)
	無回答	21 (91.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (8.7)	23 (100.0)
		625 (80.2)	29 (3.7)	92 (11.8)	33 (4.2)	779 (100.0)

()内の数値は、行側の計を100.0とするパーセント

(3) 生活環境のバリアフリー度

地域の公共施設などが障害のある人や高齢の方にとって利用しやすく配慮されているかどうかを『市役所・役場』『郵便局』『銀行』『歩道』『公共交通(バス・列車)』の5項目について、「かなり配慮されている」から「全く配慮されていない」の4段階で尋ねた。図2に示すように、「多少配慮されている」という回答が多くみられたのは、市役所・役場52.1%、郵便局50.6%、銀行49.2%で、これらの施設にはほぼ半数の人が何らかの配慮があると答えている。歩道と公共交通機関については「あまり配慮されていない」という回答がそれぞれ41.2%、44.7%、「全く配慮されていない」がそれぞれ14.9%、17.8%となっており、歩道と公共交通機関は60%以上が高齢者や障害のある人に配慮されていないと回答者は指摘している。「かなり配慮されている」という回答は、郵便局だけは13.9%と10%を超していたが、市役所・役場、銀行、歩道、公共交通(バス・列車)はいずれも数%程度と低率であった。「かなり配慮されている」と「多少配慮されている」を合わせて「配慮有り」、「あまり配慮されていない」と「全く配慮されていない」を合わせて「配慮無し」として、それぞれの施設ごとに市町別のバリアフリー状

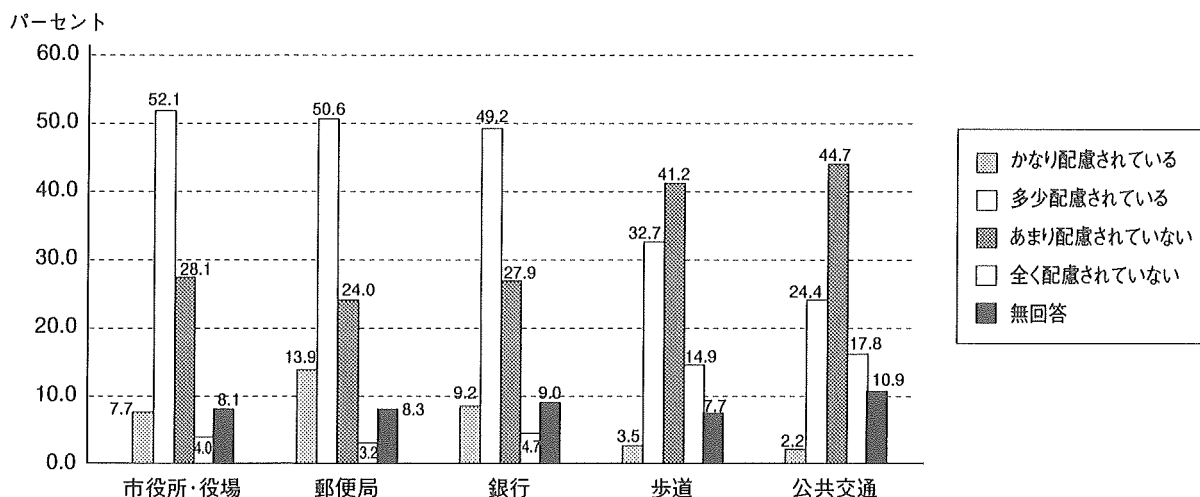


図2 障害者・高齢者へのバリアフリー配慮状況

態をみている(ただし、無回答は除外した)。まず、市役所・役場に関しては、どの市町も「配慮有り」が「配慮無し」を上回っていた。「配慮有り」が比較的高率でみられたのは、天水町、三加和町、菊水町、長洲町で7割以上の回答があり、それに次ぐのが玉東町であった。つぎに、郵便局については、「配慮有り」が岱明町、横島町では50%台であったが、他の市町では60%を超えており、いずれの市町においてもバリアフリー化が進んでいると認められている結果であった。銀行に関しては、横島町だけが「配慮無し」が「配慮有り」を上回る結果となったが、他の9市町はすべて「配慮有り」の方が高い割合を示した。とくに、玉東町では78.1%、菊水町では69.2%と際だった評価がみられた。歩道のバリアフリー配慮の有無は、天水町と菊水町が五分五分であったが、他の市町においては、「配慮無し」の方が「配慮有り」を上回っており、管内市町の多くで歩道のバリアフリー化が進んでいないことが推測された。公共交通に関しては、すべての市町において「配慮無し」が「配慮有り」を上回っているが、その差は、玉東町と天水町では小さかった。長洲町や玉西市、菊水町など8市町では「配慮無し」が6割~7割と大きな割合を示し、これらの市町では公共交通機関のバリアフリー化が遅れている傾向が読みとれた。

4. まとめ

今回取り上げた用語のなかで、「理解している」と答えた割合が低かったのが「ノーマライゼーション」8.6%、「ユニバーサルデザイン」6.9%の2つで、「わからない」がそれぞれ72.0%、67.3%であった。また、性別で

みると、「ケアマネージャー」「ショートステイ」「デイサービス」「ノーマライゼーション」「バリアフリー」「ホスピス」を「理解している」と答えた回答者の割合が高いのは女性で、「ボランティア」「ユニバーサルデザイン」に関してはわずかながら男性であった。このことから、女性の方が福祉用語を理解している、あるいは関心が高いということがわかった。住宅に関しては、介護保険の住宅改修支援を知っている人は全体では3分の1程度であったが、比較的高齢者の方では、知っている人と知らない人はほぼ拮抗しているが、50歳以下の若い層のく高齢者予備軍)では、知らない人の割合が多いのが特徴的である。また、この制度を利用した人は、ほとんどいないこともあわせて、周知を徹底することが求められる。また、介護保険による住宅改修の制度そのものに問題が多く、そのことも利用者が少ないことと関係している。そのひとつは、償還払い(施工費の立替え払いし、工事完了後に実費の9割が支給される)である。加えて、介護支援専門員の住宅改修の情報不足や関係者との連携不足と改修手続き単価の低さなども利用低下を招いていると推測される。

福祉用具の支援制度の周知状況は、住宅改修支援制度の場合と似たような傾向であったが、福祉用具の方が知られていると推測された。住宅改修や福祉用具の制度を知っていても知らなくとも多くの人が、高齢者配慮設計を希望していることが示され、その必要性は非常に高いと言えよう。公共性のある建物のバリアフリー化はある程度整備されていると評価されているものの、歩道と公共交通機関などの移動手段面でのバリアフリー化に対する住民の評価は低いと見なすことができよう。

5・おわりに

今回の調査は、有明地域の保健医療福祉推進施策に資するための基礎的研究として、2市8町住民の保健・医療・福祉に関する意識を調査したものである。「福祉サービスの連携と利用について」の調査は、九州看護福祉大学社会福祉学科の佐藤林正教授、西島衛治教授、和田要助教授、半田結助教授との共同研究の一環として行われたものであり、今回のバリアフリー関連の報告は、筆者（西島・佐藤）が担当したものである。

注

注1) バリアフリーデザインは、ノーマライゼーションの理念のもとに障害者の利用を考え、社会的不利や生活上の自立をハード面から支援するものである。国連により初めて使用されて久しい。最近では、意識や制度についてもこの用語を使用する。

注2) ユニバーサルデザインは、数年前にアメリカのノースカロライナ州のロン・メイスから始められた言葉。一般に「誰でも使用できるデザインとか全ての人々が利用できるデザイン」と言われている。

注3) 介護保険制度上の福祉用具貸与・購入および宅改修の概要：厚生省による通達は、平成12年1月31日付けで、介護保険の給付対象となる福祉用具と住宅改修についての解釈通知を都道府県に示している。その内容は、①レンタルの対象になる車いすは、日本工業規格(JIS)で規定されたもの(スポーツ用など日常生活以外の場で使うものは除く)で、お年寄りが外出の足代わりに使う、いわゆる電動三輪車は対象になる。②リフトは、床走行式、固定式、据置式の三種類。住宅改修をともなう天井走行式は除かれます。体に直接触れるつり具は、購入の対象になる。③住宅改修はどこまでが含まれるかは判断が難しいところだが、床段差の解消については、居室などの敷居を低くしたり、スロープを付ける、浴室の床のかさ上げなどで、昇降機、リフト、電動の段差解消機の設置は含まれない。また、和式便座の洋式便座への取替えには、便座の暖房化や洗浄機能がついた場合にそれも対象になるが、洋式便器にこうした機能を付ける場合は対象外になる。

注4) 住宅改修費の支給について：公的介護保険における住宅改修費の限度基準額は20万円に決定され、小規模な改修にとどまっている。厚生省は、「個人の資産形成につながる面があり・借家では大きな工事ができないなど、不公平も生じる」としているが、「在宅サービスを提供するための環境整備であり、個人に合わせた改修だから、資産価値を上げることとはいえない」と、一部の地方自治体の発言もある。また、リハビリテーション医の中には、「住宅改修なしでは、余分な介護負担が生まれ、高齢者の身体能力や意欲の衰えにもつながる。まず、住宅

環境を整えた方が、結局・コストが安くなる場合が多いのではないかと指摘している。実際に、いくつかの市町村では、公的介護保険の上積み・横だしとし住宅改修費を単独事業で積極的に助成している。居宅介護住宅改修費の支給に係る住宅改修の種類：(1)手すりの取付け(2)床段差の解消(3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更(4)引き戸等への扉の取替え(5)洋式便器等への便器の取替え(6)その他(1)から(5)の住宅改修に、附帯して必要となる住宅改修

注5) 福祉用具貸与に係る福祉用具の種目：

(1)車イス①自走用標準型車イス②普通型電動車イス③介助用標準型車イス(2)車イス付属品①クッションまたはパッド②電動補助装置③テーブル④ブレーキ(3)特殊寝台(4)特殊寝台付属品①サイドレール②マットレス③ベッド用手すり④テーブル(5)褥瘡予防用具(6)体位変換器(7)手すり(8)スロープ(9)歩行器(10)歩行補助杖(11)痴呆性老人徘徊感知器(12)移動用リフト(つり具の部分を除く)①床走行式②固定式③据置式

居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目：(1)腰掛便座(2)特殊尿器(3)入浴補助用具①入浴用イス②浴槽用手すり③浴槽内イス④入浴台⑤浴室内すのこ⑥浴槽内すのこ(4)簡易浴槽(5)移動用リフトのつり具の部分

総合的機能を有する福祉用具：2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う①それぞれの機能を有する部分を区別できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する②区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれるときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する③福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保健給付の対象外として取り扱う

注6) 高齢者対応のバリアフリー住宅の指針として、建設省(現、国土交通省)から長寿社会対応住宅設計指針が出ている。

文献

- 1) 佐藤林正・西島衛治・半田結・和田要「福祉サービスの提供と利用についての調査研究— 2市8町の住民調査をもとに—」熊本県総合計画シナリオ推進事業報告書 荒尾・玉名地域における保険・看護・福祉サービスの向上並びに九州看護福祉大学の学術資源の活用および産学行政の連携方策に関する調査研究、荒尾・玉名地域学術資源等活用推進協議会、平成13年3月
- 2) 川内雅彦「ユニバーサルデザイン」2001年4月、学芸出版
- 3) バリアフリーデザイン研究会編「バリアフリーで街が変わる」学芸出版、2001年4月
- 4) 林玉子「住宅・福祉機器に関する知識」『介護の理念と社会

的役割」ホームヘルパー講座2級課程、日本医療企画2000年10月

- 5) 和田要・佐藤林正・西島衛治「熊本県有明圏域2市8町の福祉意識調査について- 福祉サービスの提供と利用についての調査研究(その1)-」日本社会福祉学会第49回全国大会報告要旨集、2001年10月、P218
- 6) 西島衛治・佐藤林正・和田要「熊本県有明圏域住民のバリアフリー意識について- 福祉サービスの提供と利用についての調査研究(その2)-」日本社会福祉学会大会、2001年10月、P219